減価償却費					
固定資産除却費					
うち除却損					
通信設備使用料					
租税公課					
合計					
					（単位　％）
	直				
	活動基準帰属				
	配賦				

［注　略］

（第一種指定電気通信設備接続料規則の一部改正）

第四条　第一種指定電気通信設備接続料規則（平成十二年郵政省令第六十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、これを加える。

改正後	改正前
（用語） **第二条**　［略］ ２　この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 ［一～四　略］ 五　一般第一種指定中継ルータ　第一種指定中継系交換等設備に該当するルータ（一の都道府県の区域内の通信の交換等を行うものに限る。）であって、第一種指定メタル回線収容装置又は一般第一種指定収容ルータにより交換等が行われる通信の交換等を行うものをいう。 五の二　一般第一種指定県間中継ルータ　第一種指定中継系交換等設備に該当するルータ（専ら異なる都道府県の区域間の通信の交換等を行うものに限る。）であって、第一種指定メタル回線収容装置又は一般第一種指定収容ルータにより交換等が行われる通信の交換等を行うものをいう。 六　一般第一種指定ルータ　一般第一種指定収容ルータ、一般第一種指定中継ルータ及び一般第一種指定県間中継ルータをいう。 六の二　関門系ルータ　他の電気通信事業者の電気通信設備と一般第一種指定中継ルータ又は一般第一種指定県間中継ルータとを接続する場合においてこれらの設備の間に設置される一般第一種指定中継ルータ又は一般第一種指定県間中継ルータ（他の電気通信事業者の電気通信設備に直接接続することができるものに限る。）をいう。 ［六の三～十五　略］	（用語） **第二条**　［同上］ ２　［同上］ ［一～四　同上］ 五　一般第一種指定中継ルータ　第一種指定中継系交換等設備に該当するルータであって、第一種指定メタル回線収容装置又は一般第一種指定収容ルータにより交換等が行われる通信の交換等を行うものをいう。 ［新設］ 六　一般第一種指定ルータ　一般第一種指定収容ルータ及び一般第一種指定中継ルータをいう。 六の二　関門系ルータ　他の電気通信事業者の電気通信設備と一般第一種指定中継ルータとを接続する場合においてこれらの設備の間に設置される一般第一種指定中継ルータ（他の電気通信事業者の電気通信設備に直接接続することができるものに限る。）をいう。 ［六の三～十五　同上］

減価償却費					
固定資産除却費					
うち除却損					
通信設備使用料					
租税公課					
合計					
					（単位　％）
	直				
	活動基準帰属				
	配賦				

［注　同左］